

飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度に関するQ & A

問1 飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度とはどのような制度か。

答1 緊急事態措置等の下において、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食等における行動制限の緩和を可能とする制度です。

問2 登録するとどのようなメリットがあるのか。

- 答2 ①本県での緊急事態措置等の際に要請される人数制限（同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること）が緩和され、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食が可能となります。
※この場合でも、パーティションの設置又は座席の間隔を1m以上確保など、認証基準の遵守が必要
- ②本県での緊急事態措置の際に要請されるカラオケ設備の提供制限が緩和され、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能となります。

問3 登録した場合、本県での緊急事態措置等の際に何をしなければならないのか。

答3 登録事業者は、利用者の入店時にワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認する必要があります。
なお、行動制限に関する要請が出ていない期間（平常時）については、前述の確認は不要です。
※ワクチン接種歴等の確認方法など、詳細な取扱いは別途登録事業者にお知らせします。

問4 必ず登録しなければならないのか。

答4 登録は任意です。登録しなくても営業はできますが、本県での緊急事態措置等の際は、答2に記載した行動制限が要請されることとなります。

問5 後からでも登録はできるのか。また、登録後に辞退はできるのか。

答5 ワクチン・検査パッケージ制度を適用する前であればいつでも登録できます。また、登録後に辞退することもできます。

問6 宿泊業の認証店でも登録はできるのか。

答6 日帰り利用など、宿泊客以外に飲食の提供を行っている場合は登録できます。

問7 手続きの流れは。

- 答7 ①申請：登録を希望する事業者は、県（新型コロナ対策認証課）へ申請
②登録：県は、事業者を登録し、県ホームページ等で施設名称を公表
③交付：県は、登録事業者に登録ステッカーを交付 ※12/24 現在、作成中のため完成後送付